

固定資産税 土地・家屋課税物件明細書の
誤送付による個人情報の漏えいについて

このたび、当町税務課が固定資産税納税通知書に併せて同封した課税物件明細書を誤送付したことにより、1名分の個人情報漏えいする事案を生じさせてしまいました。

このような事態を招いたことを深く反省し、今後、職員の個人情報の厳正な取扱いを徹底し、再発防止に努めてまいります。

令和8年5月19日

串本町役場 税務課

1. 事案の経緯及び対応【※A様（個人情報漏えい）、B様（誤送付先）】

令和8年5月1日、税務課より固定資産税納税通知書等を普通郵便にて送付。

同月13日、B様より、B様分の課税物件明細書に加え、A様分の明細書が同封されている旨連絡があり、すぐに事実確認のため、職員2名がB様宅を訪問し、誤送付の事実を確認。

その場で経緯の説明と謝罪をし、A様分の明細書を回収させていただき、その後、A様宅を訪問し、明細書を誤って他の方に送付してしまったこと、すでに回収済である旨説明し、謝罪いたしました。

2. 漏えいした情報

A様の課税物件明細書

①納税義務者、②物件名義人、③物件所在地、④登記・現況地目、⑤登記(床)・現況(床)面積、⑥評価額・課税標準額、⑦前年度課税標準額

3. 漏えいによる二次被害状況

令和8年5月14日現在で確認されておりません。

4. 事案の発生原因

納税通知書等の送付準備作業過程において、差替えにより破棄すべきA様分の明細書を誤って、B様分の明細書の下に重ねた状態で、ホッチキスで止めたものを封筒に入れた。

A様あての封筒には、差替え後の正しい明細書を封入していたことで、最終過程の確認・封緘作業時において、チェックリストとの枚数の不一致等、誤封入に気付くことができませんでした。

5. 再発防止策

これまでの作業手順を見直し、複数人での相互確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。

6. お問い合わせ先

串本町役場 税務課 (直通電話) 0735-62-0586